

別記第1号様式別紙1（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 石狩市移住支援金交付事業及び北海道U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び石狩市から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、石狩市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に石狩市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石狩市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

(4) 石狩市移住支援金交付要綱第4条第1項第2号アにおいて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(起業の場合のみ)

(5) 道起業支援補助金の交付決定を取り消された場合：全額

3 住所・連絡先に変更があった場合、変更内容について石狩市に提出することに同意します。

また、石狩市が私の居住・就業状況について関係部局に照会し、支援金交付の可否及び返還請求の根拠とすることに同意します。

住所・連絡先変更には、下記いずれかの方法にてお知らせください。

- ・ 電話番号 (0133) 72-3161
- ・ メールアドレス kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp
- ・ 郵送先 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
石狩市企画政策部企画課